

＼事業主のみなさまへ／ 労働保険のご案内

労働保険の加入手続きはおすすめですか？

石狩商工会議所では、会員サービス事業の一環として、労働保険事務組合業務を行っております。ご相談は、お気軽に！

●労働保険とは【労災保険 + 雇用保険 = 労働保険】

労働保険とは労働者災害保険（労災保険）と雇用保険を総称した言葉です。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、パート・アルバイトを含めた労働者を1日・一人でも雇っていれば、その事業主は必ず加入手続きをしなければなりません。

労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うものです。

※パート・アルバイトを含めた労働者はすべて加入しなければなりません。

雇用保険

労働者が失業した場合及び労働者についての雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

※1週間の所定労働時間が20時間以上あり、かつ31日以上の雇用見込みがあれば必ず加入しなければなりません。

●加入手続き

当事務組合と事務委託契約書を交わされた事業主の皆様は、当事務組合が皆様になりかわり保険関係成立届を所轄の労働基準監督署、公共職業安定所へ提出します。事業主の皆様は、その年度分の保険料を概算保険料として当事務組合へ申告・納付していただきます。

●保険料の負担

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（保険料率は業種によって違います）を乗じて得た金額です。そのうち労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担いたします。

●保険料の納付

年度当初に概算保険料を申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ精算することになります。この手続きは年度更新と言われており、毎年、6月1日から7月10日までに行うことになります。当事務組合に事務委託されている会員の皆様は、労働保険料の額にかかわらず、年3回に分けて納付できます。

●労働保険事務組合とは

労働保険には、保険料の申告・納付手続きや雇用保険の被保険者に関する手続き（労働者の採用、退職時の届出等）等様々な手続きがあり、これらの事務処理を事業主の皆様に代わって行う厚生労働大臣の許可を受けた団体です。

●委託できる事業主は

石狩商工会議所の会員であり、常時使用する労働者が以下の事業者であれば委託できます。

- ①金融・保険・不動産・小売業にあっては50人以下の事業主
- ②卸売の事業・サービス業にあっては100人以下の事業主
- ③その他の事業にあっては、300人以下の事業主



●事務委託のメリット

- ①公共職業安定所や労働基準監督署への事務手続きのほか、労働保険料の申告・納付や雇用保険の資格取得・喪失等の手続きを代行しますので、事務処理の負担が軽減されます。
- ②労働保険料の額に関わらず3回に分割納付できます。
- ③労災保険に加入することができない事業主や家族従事者等も、労災保険に特別加入できます。通常、従業員しか加入できない労災保険に事業主も加入できますので、従業員と一緒に危険な仕事をされる事業主の方も安心です。

■特別加入制度に加入できる方は、

個人事業の場合…中小企業事業主及び家族従事者

法人その他の団体の場合…代表者・代表者以外の役員

※（雇用する労働者について労働保険関係が成立していることが必要です）

●事務委託手数料

労災保険は労災保険料に応じて、雇用保険は雇用保険の被保険者数に応じて算出します。

石狩商工会議所労働保険事務代行サービス」に関するお問い合わせ (貴事業所の状況)						
事業所名			常用使用する 労働者数	人		
代表者名		事業の 開始日	昭・平	年	月	日
所在地 電話番号	〒 TEL () -	職 種				
		事業の 概要				
すでにご加入されている労働保険に○を付けてください			労災・雇用・特別加入・未加入			

※ご記入いただきました情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のため利用いたします。

■問合せ先 ■ 石狩商工会議所 指導課（菊池）

TEL (0133) 72-2111 / FAX (0133) 72-2577
〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地